

2019 年 4 月 21 日

神奈川県知事 黒岩祐治様  
神奈川県教育委員会 教育長 桐谷次郎様

川崎の文化と図書館を発展させる会代表 佐々木勝男  
県立図書館を良くする会 ほどたまさこ  
(個人情報保護のため住所省略)

## 図書館等社会教育機関の首長部局への所管を可能にする 「第 9 次地方分権一括法案」について(公開質問)

日頃より、社会教育、図書館等教育行政にご尽力下さいまして感謝申し上げます。

さて、2019 年 3 月 8 日に閣議決定されました図書館法等社会教育関係の変更を含む「第 9 次地方分権一括法案」が今国会で上程され、審議が予定されています。

それに先立ち 2018 年 12 月 21 日付け中教審答申 212 号「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」(以下「社会教育の振興方策」)は社会教育施設を首長部局へ移管可能にする特例を認めました。

このことにつき、別紙のように当会として見解をまとめました。

図書館等社会教育施設の発展にとって、極めて憂慮すべきことであり、戦後の社会教育の考え方や法体系に大きな転換をもたらすのではと危惧します。

つきましては、神奈川県においては、法案が可決されるか否かに関わらず、従来通り図書館・博物館などの社会教育施設を首長部局へ移管せず、教育委員会の教育機関として継続されるべきことと考えます。

このことにつき、神奈川県及び神奈川県教育委員会のご見解をお聞かせください。

### [見解の骨子]

1. 首長所管を可とした「社会教育の振興方策」と戦後社会教育の理念との矛盾
2. 「第 9 次地方分権一括法案」中 社会教育法・図書館法の一部を変更する案は住民の自由な学びを阻害
3. 「社会教育の振興方策」に反映された「地方からの要請」とは
4. 教育委員会の独立性と住民の諸権利を保障することの意義をふり返る
5. 図書館・社会教育の政治的中立性を守ることは住民の基本的な人権を保障すること (詳細は本文参照)

### 公開質問

1. 「第 9 次地方分権一括法案」及び中教審答申「社会教育の振興方策」について、神奈川県及び神奈川県教育委員会のご見解をお聞かせください。
2. 図書館に関していえば、専門職、資料、施設、市民参加の 4 つの要素は図書館発展の基礎と考えます。県立はじめ県内各図書館は、資料費の激減、専門職の非常勤化、が極度に進んだことによりサービス低下をもたらしました。資料費の回復、専門職をはじめ職員の過度な非常勤化の是正などが課題と思われまます。県内図書館のサービスの格差をなくしどのように県内図書館の振興方策の実現を図るか、お聞かせください。
3. 資料・情報提供を専一にする図書館のサービス向上について、民間委託導入では解決になりません。2017 年度総務省の指定管理導入実態調査では、県は「効果的効率的な管理運営・サービスの向上を見込めず」導入せずと回答。市町村では 6 割方が、図書館法の主旨に照らし導入せず等と回答をしています。市町村の実態、将来的な図書館振興の観点から、お考えをお聞かせください。

以上

5 月 22 日(水)までにご回答くださいますようお願い申し上げます。